

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

資料2-1

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した
- 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画員	担当課	施策の方向	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
基本目標1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり								
1	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施	配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進	多様な広報媒体を活用した普及啓発	16	県民生活・男女参画課	啓発パンフレットの作成・配布、広報紙、ホームページ、企画展示等による普及啓発を行い、「配偶者からの暴力は許さない」という県民意識の醸成を図る。 関係機関と連携して外国人、障害者、高齢者への情報提供にも努める。	1 ・デートDV防止啓発パンフレットを作成・配布した。（作成部数：21,500部 配布先：市町村・民間団体等） ・DV防止啓発パンフレットを配布した。（配布先：市町村・民間団体等） ・ホームページへパンフレット等を掲載し、企画展示（びゅあ総合にて）においても普及啓発を行った。 ・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載し、視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。	継続
2			学習機会等の提供	17	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力の防止に関する啓発講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力への理解を深める。 開催について地域に広く情報提供を行う。	1 ・県民講演会（H30.11.5 会場：びゅあ総合） 講演 「『DVの基礎知識と、その影響』～私たちにできること～」 講師 松本和子氏（NPO法人女性ネットSaya-Saya代表理事） 参加者数 70名 ・開催チラシを広く（市町村、民間団体等）配布した。	継続
3				17	びゅあ総合	配偶者からの暴力の防止に関する啓発講演会や講座を開催し、配偶者からの暴力への理解を深める。 開催について地域に広く情報提供を行う。	1 県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 ・7月2日（月） 基礎講座「DV被害者支援に役立つ法知識～女性に対する暴力を根絶するために～」 講師：番敦子氏（弁護士） ・7月19日（木） 実務者研修①「DV被害者の初動相談・危機管理と連携支援」②「DV相談における性的暴力被害の市町村等での聴き取りと対応の実践を学ぶ」「グループワーク情報交換」 講師：佐々木郁子氏（DV被害者支援アドバイザー） 県女性相談所、女性の権利サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。 ・12月13日（木）「貧困を抱える女性への支援を考える」 ①「DV被害や子どもの貧困へ繋がる連鎖を絶ち切るために」 講師：石川遼子氏（聖隷クリストファー大学教授） ②「報告・ディスカッション」 報告：名執義高氏（NPO法人こどもサポートやまなし理事長）、篠原美代子氏（ばばまキッズ甲斐・協力会員）、清水美穂氏（女性の権利サポート・くろーばー代表） コーディネータ：横田恵子氏（山梨県女性相談所所長）、アドバイザー：石川遼子氏（聖隷クリストファー大学教授）	継続
4			地域における普及啓発の促進	17	びゅあ総合	・市町村に配偶者からの暴力防止に向けた情報提供を行い、地域組織、団体等を通して普及啓発パンフレット等により普及啓発を図る。 ・市町村等を通じて男女共同参画推進センターの出前講座の活用を図る。	1 出前講座でDV防止を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・5月18日（金）出前講座「デートDVを知り防ぐために相談に適切に対応するために」 講師：望月理子氏、坂本まゆみ氏（エンパワーメントアフロッキー） 受講者山梨県立城西高等学校教職員 ・11月19日（月）出前講座「あなたと私の心と体を守るために」 講師：清水美穂氏（女性の権利サポート・くろーばー代表） 受講者：甲斐市立敷島中学校生徒、教職員	継続
5	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり	県民への周知等	18	県民生活・男女参画課	県民が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう、パンフレット等を作成し、周知するとともに、講演会等でも周知する。	1 ・通報制度に関する内容をホームページに掲載している。 ・県民講演会や企画展示（びゅあ総合）、パンフレットにおいて通報等の趣旨を周知した。	継続
6			子育て政策課	18	母子保健地域組織である愛育会活動において、被害者の早期発見や未然防止に繋がるよう、普及啓発や情報提供を行う。	1 H31.1.24 家庭の養育力強化研修として実施 143名参加	継続	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	医療関係者等への適切な対応	医師その他の医療関係者等の適切な対応	19	県民生活・男女参画課	被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等について、啓発資料を作成し、医師その他の医療関係者等に対し周知する。	1	医療関係者を対象に、啓発資料・DV相談カードを県内医療機関に送付している。	継続
8				19	医務課	被害者の発見と通報についての法の規定やその趣旨、通報先、相談機関等について、啓発資料を作成し、医師その他の医療関係者等に対し周知する。	3	平成28年度に実施済みであり、新たな対応が特段不要であったため。	継続
9				19	県民生活・男女参画課	県医師会、県歯科医師会等に対し、研修会への呼びかけや、資料提供を行う。	1	研修会や講演会への参加依頼を送付した。また、DV・デートDV防止啓発パンフレット・相談カードを配布した。	継続
10			教育機関の連携・対応	19	義務教育課	・児童・生徒の虐待からの発見・通報につなげるため、校内の相談体制を確立し、関係機関との連携を強化する。 ・教職員に対し、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性等について周知徹底を図る。	1	・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。	継続
11						19	高校教育課	・児童・生徒の虐待からの発見・通報につなげるため、校内の相談体制を確立し、関係機関との連携を強化する。 ・教職員に対し、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性等について周知徹底を図る。	1
12			地域・住民に身近な機関による見守り	19	県民生活・男女参画課	市町村をはじめ保健所・民生・児童委員等に対し、啓発資料の配付及び研修会等への呼びかけを行う等、暴力の未然防止、被害の早期発見への協力を働きかける。	1	研修会や講演会への参加呼びかけを行った。また、市町村・保健所・民生児童委員等に啓発パンフレット・相談カード等を配布した。	継続
13						19	子育て政策課	市町村や保健所における公衆衛生関係者を対象とした研修会等で情報提供を行い、配偶者からの暴力被害を早期発見、支援ができるよう周知する。	1
14				19	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力の未然防止、早期発見から相談・支援へのつなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等で市町村・保健所・民生・児童委員等との連携強化に努める。	1	関係機関連絡協議会（H30.9.4 会場：県庁防災新館402会議室）参加者計37名 及び実務関係者職員研修会・県民講演会等を通じて連携強化に努めた。	継続
15			通報への適切な対応	20	びゅあ総合	・通報があった場合は、配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示への協力を求め、被害者に危険が急迫している場合は、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待と思われる場合は、児童相談所等と連携し、高齢者・障害者虐待と思われる場合は、市町村と連携し支援を行う。 ・医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携して相談に応じる。	1	通報があった場合は警察及び関係機関と連携を図り、被害者の安全確保を行った。（2件） 児童虐待及びその他の虐待と思われる場合は、市町村や関係機関とすみやかに連携し、支援を行った。	継続
16		20				女性相談所	・通報があった場合は、配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示への協力を求め、被害者に危険が急迫している場合は、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・児童虐待と思われる場合は、児童相談所等と連携し、高齢者・障害者虐待と思われる場合は、市町村と連携し支援を行う。 ・医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携して相談に応じる。	1	・通報があった場合は、危険性・緊急性を評価し、被害者に危険が急迫している場合は警察と連携して安全確保を図っている。 ・通報者に被害者への配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示の協力を求め、相談につなげている。 ・児童虐待と思われる場合は児童相談所・市町村と連携し、高齢者・障害者虐待と思われる場合は市町村と連携し支援を行っている。 ・医療機関からの通報に対しては、医療機関と連携して相談に応じている。
17		20		警察本部	・県・市町村関係部署等あらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。 ・通報・パトロール等により、配偶者からの暴力を認知した場合は、関係法令に基づき、「暴力の抑制」「被害者の保護」「被害発生防止」「事件化」のために必要な措置を講ずる。 ・被害相談を受けた際は「危険性判断チェック票」を活用する。	1	平成30年度中は、配偶者からの暴力等事案を279件認知し、関係法令に基づき「事案の抑制」「被害者の保護」「被害発生防止」「事件化」のための必要な措置を講じた。	継続	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

資料2-1

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した
- 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)	
18	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実	暴力の未然防止に向けた理解の促進	若年層に対する啓発の推進	21	県民生活・男女参画課	大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの配布や男女共同参画推進センターにおける講座を関係機関等と協力して行う等、暴力防止に向け、正しい理解の促進を図る。	1	高校・大学等へDV防止啓発パンフレット及びデートDV防止啓発パンフレットを配布した。	継続	
19				21	びゅあ総合	大学生や高校生等若年層を対象としたパンフレットの配布や男女共同参画推進センターにおける講座を関係機関等と協力して行う等、暴力防止に向け、正しい理解の促進を図る。	1	出前講座でDV防止を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・5月18日（金）出前講座「デートDVを知り防ぐために相談に適切に対応するために」 講師：望月理子氏、坂本まゆみ氏（エンパワーメントアロッキー） 受講者山梨県立城西高等学校教職員 ・11月19日（月）出前講座「あなたと私の心と体を守るために」 講師：清水美穂氏（女性の人権サポート・くろーばー代表） 受講者：甲斐市立敷島中学校生徒、教職員	継続	
20				21	女性相談所	関係機関からの要請に応じ、講師派遣を行うとともに、情報提供等により未然防止のための情報提供を行う。	1	関係機関からの要請に応じ、講師派遣を行い、DVの実態や暴力の影響等、DVについての理解の促進を図り、DVの未然防止の必要性を伝えている。	継続	
21				21	医務課	将来看護師を目指す若者への普及啓発は、学校養成所に対し、配偶者からの暴力に関するパンフレット等の配布等を行い、更なる普及に努める。	1	養成所への情報提供や養成所の教員との情報交換会等で話題とした	継続	
22			保護者への理解の促進	21	高校教育課	通報や広報等を通じて、保護者に交際相手からの暴力を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図る。	1	・高等学校教育相談研究協議会（年6回実施：各80名参加）、高等学校生徒指導主事研究協議会（年3回実施：各41名参加）、生徒指導担当指導主事学校訪問（県立高27校、公立1校訪問）を通して保護者への理解促進を促した。	継続	
23			教職員を対象とした研修会の開催	22	高校教育課	教職員を対象として「いじめ、暴力、人権問題等」に関する研修会を実施し、さまざまな人権問題に対する理解を深める。	1	・第4回高等学校生徒指導主事研究協議会・生徒会指導主任会研究協議会・教育相談研究協議会（H30年、9/25日実施、対象：各学校生徒指導主事、生徒会指導主任、教育相談担当職員合計120名）において、人権問題・自殺予防に関する専門家を招聘した研修会を実施した。 ・第5回高等学校生徒指導主事研究協議会（H30年、11/13日実施、対象：各学校生徒指導主事、41名）において、人権・デートDVに関する専門家を招聘した研修会を実施した。	継続	
24				22	県民生活・男女参画課	教職員向け研修会の開催により、学校等における交際相手からの暴力被害の未然防止を図るとともに、各学校での講座の開催について働きかけを行う。	1	教職員研修会（H30.11.13） テーマ「デートDVの実態と背景～連鎖を断ち切るためにできること」 講師 阿部真紀氏（認定NPO法人エンパワーメントかながわ理事長） 参加者数 41名	継続	
25			学校における教育等の実施	人権教育等の実施	22	義務教育課	・児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にされた教育を実施する。 ・いじめ問題等の人権侵害問題が、将来の配偶者からの暴力問題につながらないよう「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施する。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施する。	1	・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催） において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。 ・道徳の授業づくり研修を年3回実施した。	継続
26					22	高校教育課	・児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく一人ひとりを大切にされた教育を実施する。 ・いじめ問題等の人権侵害問題が、将来の配偶者からの暴力問題につながらないよう「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施する。 ・相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施する。	1	・第2回高等学校生徒指導主事研究協議会（5/22実施、対象：各学校生徒指導主事、41名）において、いじめ問題に関する指導者養成研修受講者の報告により研修会を実施した。 ・第4回高等学校生徒指導主事研究協議会・生徒会指導主任会研究協議会・教育相談研究協議会研究協議会（H30年、9/25日実施、対象：各学校生徒指導主事、生徒会指導主任、教育相談担当職員合計120名）において、人権問題・自殺予防に関する専門家を招聘した研修会を実施した。 ・第5回高等学校生徒指導主事研究協議会（H30年、11/13日実施、対象：各学校生徒指導主事、41名）において、人権・デートDVに関する専門家を招聘した研修会を実施した。	継続
27					情報モラル教育の推進	22	義務教育課	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うため、携帯電話やインターネットに関わる情報モラル教育を推進する。	1	・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.8.30 中学校生徒指導主事研修会 100名参加 において、情報モラルに関する現状と課題、その対策について研修を行った。

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
28				22	高校教育課	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うため、携帯電話やインターネットに関する情報モラル教育を推進する。	1	・生徒指導担当指導主事学校訪問（県立高27校、公立高1校訪問）を通して、各学校に対して情報モラル教育推進を依頼・指導した。 ・第5回高等学校生徒指導主事研究協議会(H30年、11/13日実施、対象：各学校生徒指導主事、41名)において、人権・デートDVに関する専門家を招聘した研修会を実施した。	継続
29			人権侵害の早期発見に向けた取組	22	義務教育課	いじめ調査を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組む。	1	1学期末及び、2学期末において、児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する状況（暴力行為、いじめ）を把握し、今後の生徒指導等の参考とするため、「公立の小中学校及び中学校における生徒指導上の諸問題に関する調査」を依頼し、調査を行った。	継続
30				22	高校教育課	いじめ調査を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組む。	1	・文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査（対象：49公立学校、年1回実施）によりいじめの実態調査を行い、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。 ・いじめの実態調査（対象：49公立学校、年3回実施）を実施し、実態の的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。	継続
基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実									
31	4 安心して相談できる環境の整備	相談につながる体制整備	相談窓口の周知・広報	23	県民生活・男女参画課	配偶者暴力相談支援センターの窓口等についてリーフレット・ホームページで広く情報提供を行うほか、市町村等と連携して相談窓口について広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	・啓発パンフレット・相談カードを各関係機関等に配布した。また、ホームページへも情報を掲載している。 ・市町村担当者研修会において周知を依頼した。	継続
32				23	女性相談所	配偶者暴力相談支援センターの窓口等についてリーフレット・ホームページで広く情報提供を行うほか、市町村等と連携して相談窓口について広く周知し、早期相談を呼びかける。	1	・会議、研修会等を利用し、リーフレットの配布及び設置場所への補充を行った。 ・市町村等関係機関の実務担当者が出席する実務者会議において、相談窓口、協力体制の確認を行った。	継続
33				23	県民生活・男女参画課	被害者が手に取りやすい場所へDV相談カードの設置を進めるなど、相談窓口の情報提供を行うとともに、外国人や障害者に対しても、適切な情報提供ができるよう引き続き努める。	1	・相談カードを各関係機関等に配布した。 ・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報掲載。視覚障害者の方も情報が得られるようになっている。	継続
34		配偶者暴力支援センターの機能強化	相談体制の整備	24	びゅあ総合	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講ずる。	1	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講じた。なお、男性からの相談があった場合には、びゅあ富士の男性相談窓口を紹介した。	継続
35				24	女性相談所	性別を問わず被害者に関する相談に応ずるとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講ずる。	1	DV被害者の相談には性別を問わず応じている。市町村等からの相談対応も行い、連携して被害者の安全確保対策を講じている。	継続
36				24	女性相談所	中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、びゅあ総合・市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図る。	1	・びゅあ総合や市町村窓口等と連携し被害者支援を行っている。 ・関係機関との連携促進を図ることを目的とし、実務者会議を開催し、情報交換や事例検討を行った。	継続
37			男性も相談しやすい環境整備	24	びゅあ総合	男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口を開設し、電話相談を行う。	1	びゅあ富士において男性専用の電話による総合相談を行った。 一般相談件数：17件、DV相談件数：0件	継続
38				24	女性相談所	男性被害者の相談について、「男性に対する相談体制整備マニュアル」の活用を行うとともに、研修参加の機会を設ける等、婦人相談員等の対応向上に努める。県のホームページ等で男性被害相談の対応について周知する。	1	・マニュアルの活用や研修会への参加により、相談員の対応力向上に努めている。 ・県のホームページで配偶者暴力相談支援センターについて周知している。（男性被害者からの相談の99件電話相談のみ）男性被害者の相談体制の整備については、検討が必要であると考える。	継続

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)	
39			災害時に向けた体制整備	24	県民生活・男女参画課	災害時においても相談窓口が周知されるよう、県ホームページで周知を行うとともに、各避難所においても周知が図れるよう市町村に働きかける。	1	<ul style="list-style-type: none"> ホームページへ情報を掲載している。 市町村担当者研修会で周知を依頼した。 	継続	
40				24	子ども福祉課	災害時においても相談窓口が周知されるよう、県ホームページで周知を行うとともに、各避難所においても周知が図れるよう市町村に働きかける。	1	<ul style="list-style-type: none"> 災害時対応について確認等を行った。 市町村とも連携を図り、積極的な周知を行っていく。 	継続	
41			県関係機関との連携強化	24	びゅあ総合	心身のケアや一時保護が必要な相談者には、十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぐ。	1	一時保護に至るまでの相談はなかったが、一時保護が必要であると判断される相談者については、十分な配慮のもと女性相談所に引き継いだ。	継続	
42				24	県民生活・男女参画課	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	電話相談受理後、配暴センターへ速やかに照会し、適切に対応した。	継続	
43				24	女性相談所	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	相談内容により、適宜関係機関と連携をとり対応にあたっている。	継続	
44				24	障害福祉課	配偶者からの暴力に関する相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等と連携をとり、適切に対応する。	1	精神保健福祉センターでは、配偶者からの暴力に関する相談（5件）に対して適切なメンタルケアを行うとともに、必要に応じて関係機関へ繋げた。	継続	
45			婦人相談員等による適切な支援	25	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談員等は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」の活用を行うとともに、被害者自らの問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行う。 婦人相談員等は専門研修等に多く参加し、十分な知識の習得に努め、相談対応や支援に活かす。 婦人相談員等は市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努める。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 相談員は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」に基づいた援助を行うとともに、被害者自らが選択決定する問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行った。 適切な相談対応や支援が行えるよう内閣府や各機関が主催する各種研修会に参加し、知識の習得に努めた。 市町村や他の相談機関と連携し、他県に避難する被害者や他県から避難してきた被害者を適切に支援した。 	継続	
46			婦人相談員等による適切な支援	25	女性相談所	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談員等は、「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」の活用を行うとともに、被害者自らの問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行う。 婦人相談員等は専門研修等に多く参加し、十分な知識の習得に努め、相談対応や支援に活かす。 婦人相談員等は市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努める。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」（山梨県）、「配偶者からの暴力 相談の手引」（内閣府）や「婦人相談員 相談・支援指針」（厚生労働省）を活用し、相談者に対し必要な情報提供や助言を行っている。 県内外の専門研修等への参加により対応能力の向上に努めている。 市町村などの他の相談機関と連携し、被害者支援と自立支援を行っている。 	継続	
47			警察における被害者への支援	被害者が相談しやすい環境の整備	26	警察本部	被害者の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境整備に努める。	1	被害者の負担を軽減し、二次被害を与えないよう努めるとともに、24時間相談受理が可能な警察安全相談電話の受理体制を図っている。	継続
48				関係機関との連携	26	警察本部	配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合で、被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し、保護措置等を行う。	1	被害者からの暴力にかかる相談等に対応した場合、子供の面前での暴力が確認できれば、児童虐待事案として保護・指導等を行うとともに児童相談所へ通告し、児童相談所や市町村等の関係機関との連携を図った。	継続
49	各種措置の検討・実施	26		警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 暴力が行われていると認めた場合は、自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等警察が取り得る各種措置について、被害者に教示する。 刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、危険性がある場合は、被害届の提出を働きかけ、被害の再発防止措置を講ずる。また、加害者への指導警告等を実施する。 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法による措置を講ずる。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 暴力が行われていると認めた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の照会、加害者に対する指導、警告等、警察が取り得る各種措置について、被害者の状況に応じて教示した。 加害者から復縁を求めて、つきまとい等の行為があった場合はストーカー行為等に関する法律を適用し、禁止命令、文書警告など厳正な措置を講じた。 刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、危険性がある場合は、被害届の提出を働きかけ、相手方を検挙し、被害の再発防止措置を講じた。また、加害者への指導警告等を実施した。 	継続		

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した
- 3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
50			援助の申し出への対応	27	警察本部	・被害者から援助を受けたい旨の申し出を受けた場合には、必要な援助を行う。 ・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行う。	1	・被害者から援助を受けたい旨の申し出を受けた場合は、組織的な対応を図り、必要な措置を講じた。 ・生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じて、避難、通院、カウンセリング等の助言等、必要な援助を行った。	継続
51		地域における相談体制の整備	市町村等相談窓口の充実	27	県民生活・男女参画課	市町村の相談窓口を周知し、設置を働きかけるとともに、情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行う。	1	啓発パンフレット・相談カード・ホームページ等により周知を図る一方、研修会等において相談窓口の重要性を説明し、設置・充実を推進した。	継続
52	27			子ども福祉課	・市町村の相談窓口を周知し、設置を働きかけるとともに、情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行う。	1	市町村の相談窓口に情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行っている。	継続	
53	27			子育て政策課	市町村や保健所等、地域の福祉部門が相談を受けた場合に、適切な助言と対応ができるよう、関係者に周知する。	1	母子保健従事者研修会、保健所母子保健担当者会議を通じて情報提供を行った。	継続	
54	27			女性相談所	「DV被害者相談マニュアル」の見直し検討を行い、市町村等で相談に携わる関係者で共有し活用する。	1	DV被害者相談のマニュアルとして、「配偶者からの暴力 相談の手引」（内閣府）や「婦人相談員 相談・支援指針」（厚生労働省）を市町村等の実務者が共有し活用できるよう、各マニュアルを実務者に所持してもらうようにした。	継続	
55	5 外国人・障害者・高齢者への配慮			外国人・障害者・高齢者への対応の充実	相談につなげる体制整備	28	健康長寿推進課	高齢者の総合相談を行う市町村・地域包括支援センター及び障害者虐待相談等を行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、広く周知し、早期相談を呼びかける。	1
56	28	障害福祉課	高齢者の総合相談を行う市町村・地域包括支援センター及び障害者虐待相談等を行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、広く周知し、早期相談を呼びかける。			1	啓発リーフレットを約2,000部作成し、市町村、法務局、労働局・企業等に配布するとともに、県民向けに昨年6月に甲府駅北口よっちゃれば広場で、12月に甲府駅及び昭和町イオンで普及・啓発イベントを行い、計1,000部を街頭配布した。	継続	
57	28	県民生活・男女参画課	県ホームページで外国人を対象としたパンフレット等を掲載し、相談窓口の周知を図る。			1	ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載して周知を図っている。	継続	
58	28	女性相談所	県ホームページで外国人を対象としたパンフレット等を掲載し、相談窓口の周知を図る。			1	県ホームページに外国語（4カ国語）で相談窓口の案内を掲載し、周知を図っている。	継続	
59	28	女性相談所	外国人からの相談に対応するために通訳の確保を行うほか、入国管理局と連携を図る等適切な対応を行う。			1	外国人からの相談に対応するために通訳の確保を行っている。必要に応じ入国管理局や外国人支援機関と連携を図っている。	継続	
60	28	県民生活・男女参画課	障害者・高齢者等への支援を行っている機関に対して、様々な情報提供や研修会への参加を促し、配偶者からの暴力への理解促進を図る。			1	関係者連絡協議会において情報を提供したり、研修会・講演会等への参加を呼びかけている。	継続	
61	29	市町村と連携した支援等	ぴゅあ総合			被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図ります。	1	被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村の家庭相談員等を通じて地域包括支援センターや被害者支援部署と連携を図った。	継続
62	29	女性相談所	被害者が高齢者または障害者虐待に当たる場合には、市町村と連携を図ります。			1	被害者が状況に応じて必要な支援が受けられるように市町村の各担当部署と連携を図っている。	継続	
63	29	健康長寿推進課	高齢者及び障害者が適切な支援を受けられるよう市町村・地域包括支援センター・市町村障害者虐待防止センターと連携し、配偶者暴力防止法の活用も視野に入れた対応の検討を行うよう周知徹底する。			1	市町村・地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待対応研修会」（H30.12.11）を開催し、事例検討等を通じ、高齢者への適切な支援の必要性について周知を行った。	継続	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
64				29	障害福祉課	高齢者及び障害者が適切な支援を受けられるよう市町村・地域包括支援センター・市町村障害者虐待防止センターと連携し、配偶者暴力防止法の活用も視野に入れた対応の検討を行うよう周知徹底する。	1	昭和田虐待防止センター『穂のか』と連携し、昨年10月の昭和田ふるさとふれあい祭りにて啓発のためのチラシ210部を配布したほか、11月には富士川町虐待防止ネットワーク協議会と連携し会議を行った。 1月には山梨県障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、県内の虐待状況事例等の共有を図るなど、連携体制強化のための会議を実施した。	継続
65	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保	連絡体制の整備	30	びゅあ総合	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、警察、市町村、女性相談所、被害者支援センター、弁護士等とあらかじめ協議し、安全を確保した。	継続
66				30	女性相談所	被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所や警察等とあらかじめ協議し、連絡体制を明確化する。	1	緊急性のある被害者及び同伴する家族について、警察や一時保護所と休日・夜間を含めた連携・連絡体制を確立している。	継続
67			被害者及び同伴者の安全確保	30	女性相談所	・加害者から危害を加えられるおそれが高い場合は、警察と連携して警戒措置を講ずるなど、被害者の保護を図る。 ・市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保について検討が行われるよう働きかける。	1	・危害を加えられるおそれがある場合、相談者に警察への相談について情報提供したり、来所時に警察の同行を依頼するなど、被害者の安全確保のための方策を講じている。 ・市町村から被害者についての相談が寄せられた場合は、相談に来所する際の同行を依頼し、危険性が高い場合には警察との連携も検討している。	継続
68		一時保護体制の充実	一時保護機能の充実	31	女性相談所	・夜間・休日を問わず、速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所・警察等関係機関と緊密な連携を図る。また、必要に応じて民間シェルター等への一時保護委託を円滑に実施する。 ・入所者の疾病や心身の健康状態に応じて、医学的・心理的な援助を行うことができる職員を配置し、職員が連携して問題の整理・解決を図る。 ・被害者への支援が途切れることがないよう配慮するため、一時保護における自立支援プログラムを作成し、自立支援を進める。また、関係機関による会議等を行い、自立支援に向けた迅速な対応を行う。	1	・夜間・休日の一時保護については、警察と連携して相談者の安全の確保や支援を行っている。必要に応じて福祉事務所等関係機関と連絡を取り支援体制を整えている。また、民間のシェルターへの一時保護委託もを行っている。(H30年度一時保護：18人、同伴児14人) ・入所者の健康状態は保健師が入所時、必要時に面接相談を実施し、健康状態を把握し、保健指導を行っている。 ・必要に応じて、精神科医、心理士の面接相談を行い、職員が連携して対応に当たっている。 ・一時保護後に入所者の意向を聞きながら自立支援計画を作成し、自立に向け関係機関との協議を行っている。	継続
69		被害者への医学的・心理的な支援	31	女性相談所	被害者や同伴する家族に対して、精神科医による相談や助言を勧めるとともに、母子の心理ケアプログラムの導入について検討していく。また、医療機関受診時には同行支援を行う。	1	・被害者や同伴する家族に対し、精神科医による医療相談（月1回実施）や心理士による心理相談（月2回実施）を行っている。子育てや母子関係、子どもの行動等について助言を受けるなど、母親への養育支援を含めたケアを行っている。(H30年度 医療相談11件、心理相談18件) ・母子の心理ケアは、精神科医や心理士の面接相談の回数が限られており、プログラムとして継続的な面接を導入することが難しい。 ・医療機関受診時には、同行支援を行っている。	継続	
70			31	女性相談所	こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターは、必要に応じて連携をとり、被害者の心身の発達に向けた支援等の充実を図る。	1	必要に応じ、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターについて情報提供を行い、各機関と連携している。	継続	
71			31	障害福祉課	こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターは、必要に応じて連携をとり、被害者の心身の安定に向けた支援等の充実を図る。	1	配偶者からの暴力に関するケースに対し、継続したメンタルケアを行うとともに、必要に応じて医療機関を紹介するなど、被害者の心理的な安定に向けた支援を行った。	継続	
72	同伴する子どもへの支援の充実	31	女性相談所	あらかじめ児童相談所と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子どもについて、適切に対応する。	1	同伴する子どもは、DVの目撃による心理的虐待だけでなく、他の虐待被害を受けている可能性もあるため、必要に応じて児童相談所と連携し、子どもや母親の面接相談や支援につなげている。	継続		
73		31	女性相談所	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	同伴する小中高生については、児童相談所に学習支援を依頼しているが、受け入れが難しい場合もあり、子どもの学習の機会が保障されているとは言えないため、引き続き体制の整備を検討する。(H30年度 学習支援依頼1件→受入不可)	継続		
74		31	義務教育課	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	児童相談所等の関係機関と連携を図り、学習、生活指導等を行うよう指導している。	継続		

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

資料2-1

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した
- 3 実施しなかった

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
75	7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応		31	高校教育課	関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整える。	1	・高等学校教育相談研究協議会（年3回実施、各80名参加）、高等学校生徒指導主事研究協議会（年6回実施、各41名参加）を通して、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えるよう依頼した。	継続
76				広域的連携の実施	31	女性相談所	一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、都道府県域を超えた広域的連携を図る。	1	関係機関と連携を図り、一時保護、婦人保護施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、必要に応じて都道府県域を超えた広域的連携を図っている。
77			32	びゅあ総合	保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行う等、被害者を支援する。	1	被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなど、円滑な制度の活用に向けた支援を行った。	継続	
78			32	女性相談所	保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行う等、被害者を支援する。	1	保護命令について、被害者に情報提供及び助言をしている。申立書手続きの支援、申立時の同行支援を行っている。	継続	
79			32	女性相談所	必要に応じて裁判所への同支援を行うほか、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図る。	1	必要に応じて裁判所に同行したり、被害者の安全確保のため警察と連携を図っている。	継続	
80			警察の対応	33	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡をとり、被害者保護を徹底する。また、危害防止の留意事項及び緊急時通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ被害者の安全確保を図る。 ・保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備し、関係警察職員にも情報を周知し、必要な措置を講ずる。 ・事案の特徴、警察の取り得る措置等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援する。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から保護命令を発出した旨の通知を受けた場合は、速やかに被害者に連絡し、被害者保護を徹底するとともに、危害防止の留意事項、緊急時の通報等について教示して連携を図った。 ・県下全警察署に対し、保護命令の内容、被害者の保護対策についての文書を発出して周知を図り、関係者が県外に居住している場合は、該当都道府県警察に対し県間連絡を実施して、関係者の安全確保を図った。 ・事案の特徴、警察の取り得る措置等を分かりやすく説明した上で、被害者から意思決定書を徴し、要望に応じた支援を実施した。 	継続
基本目標Ⅲ 自立支援の充実									
81	8 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用	34	子ども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所は被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行い、被害者の自立を支援する。 ・母子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子家庭等自立支援給付金や母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行う。 	1	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護、生活保護の適切な適用を行っている。母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子（父子）家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行っている。	継続
82				34	びゅあ総合	関係機関と連携し、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行う。	1	市町村や関係機関と連携して、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行った。	継続
83				34	女性相談所	関係機関と連携し、被害者の状況に応じ活用できる福祉制度について情報提供を行う。	1	関係機関と連携を図り、被害者の状況に応じて福祉制度などの情報提供を行っている。	継続
84	その他被害者への適切な情報提供・支援	生活全般にわたる情報提供・支援	35	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行い、具体的手続きについて情報提供、助言を行う。 ・法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行う。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係機関との連携調整を図りながら、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を適切に行うとともに、具体的手続きについて情報提供、助言を行った。 ・被害者の状況に応じて、びゅあ法律相談、県無料法律相談、法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行った。 	継続	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
- 2 一部実施した
- 3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)		
85				35	女性相談所	・被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行い、具体的手続きについて情報提供、助言を行う。 ・法テラスなどの法律相談に関する情報、介護サービス、障害者サービス、外国人支援制度について情報提供を行う。	1	・被害者の自立に必要な生活全般にわたる様々な事項について、市町村や関係機関との連絡調整を行いながら、具体的な手続きについて助言している。 ・被害者の求めに応じて、法律、介護、障害、外国人支援制度等、必要な情報提供を行っている。	継続		
86				35	女性相談所	必要に応じ関係機関への同行支援を行い、被害者の負担軽減を図る。	1	・必要に応じ関係機関への同行支援を行っている。	継続		
87				婦人保護施設の活用	35	女性相談所	婦人保護施設においては、心身の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行う。	1	・一時保護後、長期の支援が必要な場合は、婦人保護施設において自立に向けた支援を行っている。	継続	
88				地域における継続的な支援	35	びゅあ総合	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行う。 ・自助グループの情報提供による支援を行う。	1	・被害者が地域で安定した生活を送れるよう、市町村・民間団体・関係機関と連携し、被害者の状況に応じた適切な相談窓口を紹介した。 ・県内には自助グループは存在しないので、県外の自助グループに関する情報提供を行った。	継続	
89				35	女性相談所	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行う。 ・自助グループの情報提供による支援を行う。	1	・被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村・民間団体・関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介を行っている。	継続		
90	9 就業支援の実施	就業に向けた情報提供・助言	就業に向けた情報提供・助言	36	びゅあ総合	公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	就業や就業のための訓練が必要な被害者に対しては、公共職業安定所、職業訓練施設等に関する情報をはじめ、就業に向けた情報提供と助言を行っている。	継続		
91				36	女性相談所	公共職業安定所、職業訓練施設等と連携をとり、被害者に対して就業に向けた情報提供と助言を行う。	1	ハローワークと連携し、就労支援を行っている。また、インターネットでの求人情報を入手し、提供するなど、相談者の便宜を図っている。	継続		
92				36	女性相談所	(女性相談所) ・必要に応じ、公共職業安定所等への同行支援を行うなど、支援に努める。	1	ハローワークに同行し、就労支援を行っている。また、インターネットでの求人情報を入手し、提供するなど、相談者の便宜を図っている。	継続		
93				就業支援機関の活用	就業相談などの制度の活用	36	びゅあ総合	子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を促す。	1	母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、職業訓練や就業に向け、継続した支援を行っている。	継続
94						36	女性相談所	子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談などの制度の活用を促す。	1	子どものいる被害者が就労を希望する場合には、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を行っている。	継続
95							36	労政雇用課	就職相談や無料職業紹介など、雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、関係機関と連携した被害者支援を行う。	1	実績：職業相談11,429件、職業紹介4,877件、カウンセリング3,064件ほか ハローワークと連携し雇用関連サービスをワンストップで提供した。 *被害者のみの件数は集計不可能なため、全利用件数を記載
96	37	産業人材育成課	職業訓練の実施について周知を行うとともに、被害者に情報提供を行う。また、希望者には託児サービスを行う等就業に向けた支援を行う。				1	離転職者等を対象にした職業訓練の実施について周知を図った。また、一部のコースにおいて託児サービスを行うなど、就業に向けた支援を行った。 ※受講者がDV被害者かどうかは不明	継続		
97	10 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	住宅の確保に係る情報提供	38	びゅあ総合	住宅の確保について情報提供を行う。	1	住宅の確保については、市町村や県住宅供給公社と連携して情報提供を行った。	継続		
98				38	女性相談所	住宅の確保について情報提供を行う。	1	相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	継続		
99				38	建築住宅課(住宅対策室)	被害者が自営住宅に連やかに入居できるように、空き家情報の提供を行う	1	被害者に対して、速やかに入居できるように空き屋のある団地を優先して紹介している。	継続		

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
99				38	建築住宅課	被害者が県営住宅に速やかに入居できるように、生活情報提供を行う。	1	被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、拒まない住宅の登録を促進し、ホームページで情報を提供している。	継続
100			県営住宅を活用した入居支援	38	建築住宅課(住宅対策室)	・被害者が県営住宅への入居を希望する場合は、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、弾力的に運用する。 ・被害者が目的外使用できる県営住宅の住戸の拡大を図る。	1	県営住宅の優先入居者として、取り扱っている。 連帯保証人の所得要件を問わないなど、特例的な扱いをしている。	継続
101			市町村営住宅入居に対する支援	38	建築住宅課(住宅対策室)	市町村営住宅への優先入居ができるよう市町村に対し、働きかけや情報提供を行う。	1	被害者に対して、優先的に入居ができるよう市町村に対して、情報提供を行っている。	継続
102	11 子どもに対する支援の実施	子どもへの支援の実施	支援情報の提供	39	びゅあ総合	子どもへの就学や保育について情報提供を行うほか、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も行う。	1	子どもの就学や保育について情報提供を行うほか、子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、滞在地の市町村において予防接種や健診が受けられることについて、市町村と連携して情報提供を行った。	継続
103				39	女性相談所	子どもへの就学や保育について情報提供を行うほか、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も行う。	1	子どもの就学や保育について情報提供をするともに、市町村と連携して予防接種や健診等の情報提供も併せて行っている。	継続
104			児童生徒の精神的なケア	39	義務教育課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努める。	1	・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会(子育て支援課と共催) において被害者の保護に関する取組などについて要請するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、年間計画に基づいて活動を行った。また、運営協議会等をとおして、関係機関との連携を図った。	継続
105				39	高校教育課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努める。	1	6校へ配置したスクールカウンセラー(H30年度は合計772時間の勤務実績)、各校からの要請に対応するスクールカウンセラー(H30年度は合計135回、376.75時間の勤務実績)、高校教育課配属スクールソーシャルワーカー(2名、H30年度は合計980時間の勤務実績)を活用して、配偶者からの暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努めた。	継続
106		子どもが安心して生活できる環境整備	関係者への周知徹底	40	県民生活・男女参画課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	教職員研修会への参加呼びかけやDV・デートDV防止啓発パンフレットを配布している。	継続
107				40	子ども福祉課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	児童虐待防止研修会(H30.11.13 会場:双葉ふれあい文化館) 講演「子どものSOSを見逃さないために～子ども虐待への対応」 参加者数:370名(一般県民、市町村職員、教育関係者等)	継続
108				40	義務教育課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会(子育て支援課と共催) において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。	継続
109				40	高校教育課	教育関係者及び保育関係者に対し、研修を通じて、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図る。	1	・第5回高等学校生徒指導主事研究協議会(H30年、11/13日実施、対象:各学校生徒指導主事、41名)において、人権・デートDVに関する専門家を招聘した研修会を実施した。 ・生徒指導担当指導主事学校訪問(県立高27校、公立1校訪問)を通して、児童・生徒の虐待に関する留意事項や配偶者からの暴力の特性・配慮すべき事項について周知徹底を図った。	継続
110				40	県民生活・男女参画課	加害者に対する接近禁止命令の制度の趣旨や概要について、教育委員会・学校・保育所等への周知を図る。	1	教職員研修会、県民講演会等を通じて周知している。	継続
111				40	子ども福祉課	加害者に対する接近禁止命令の制度の趣旨や概要について、教育委員会・学校・保育所等への周知を図る。	1	市町村、市町村教育委員会を通じて、各学校に接近禁止命令制度の趣旨や概要について周知し、相談者の転校元の学校に、転校先を知らせないことや外部からの生徒の在籍状況照会に回答しないよう依頼している。	継続

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
112			情報等の適切な管理	40	義務教育課	子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催）において、人権尊重の意識を高める教育啓発等を要請した。 	継続
113				40	高校教育課	子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教育相談研究協議会（年3回実施、各80名参加）、高等学校生徒指導主事研究協議会（年6回実施、各41名参加）、生徒指導担当指導主事学校訪問（県立高27校、公立1校訪問）を通して、子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図るよう指導した。 	継続
114			関係機関との連携	40	義務教育課	教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.5.15 小中学校生徒指導主事研修会 270名参加 ・H30.6.5 校長研修会 350名参加 ・H30.6.12 教頭研修会 370名参加 ・H30.11.13 児童虐待防止研修会（子育て支援課と共催）において、関係機関との連携を積極的に図るよう要請した。 	継続
115				40	高校教育課	教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教育相談研究協議会（年3回実施、各80名参加）、高等学校生徒指導主事研究協議会（年6回実施、各41名参加）、生徒指導担当指導主事学校訪問（県立高27校、公立1校訪問）を通して、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図るよう指導した。 	継続
116				40	びゅあ総合	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促している。	継続
117				40	女性相談所	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促している。	継続
118				40	警察本部	接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促す。	1	接近禁止命令が発せられた場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促すとともに、学校等の職員と連携し、緊急時の通報等、関係者の安全確保を図った。	継続
基本目標Ⅳ 職務関係者による適切な配慮									
119	12 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	職務関係者の適切な対応	41	びゅあ総合	不適切な対応で二次的被害が生じないよう手引等を活用し、被害者の立場に立った対応に努める。	1	不適切な対応によって被害者に二次的被害が生じないよう手引等を活用し、常に被害者の立場に立った対応に努めた。	継続
120				41	女性相談所	不適切な対応で二次的被害が生じないよう手引等を活用し、被害者の立場に立った対応に努める。	1	手引き等を活用し、被害者の立場に立った対応をするように努めている。	継続
121			個人情報保護の徹底の周知	41	びゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮するよう関係機関に周知する。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が図られるよう連絡協議会や研修会等を通じて周知を図る。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・センターが開催する実務者研修会や関係機関との日常の電話のやりとり等を通じて、被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮するよう関係機関に周知した。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が図られるよう周知を図った。 	継続

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画員	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)	
122	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	職務関係者の資質向上	職務関係者の育成	42	びゅあ総合	関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象として必要な研修を実施し、職務関係者の資質向上を図る。	1	県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 ・7月2日（月） 基礎講座「DV被害者支援に役立つ法知識～女性に対する暴力を根絶するために～」 講師：番敦子氏（弁護士） ・7月19日（木） 実務者研修①「DV被害者の初動相談・危機管理と連携支援」②「DV相談における性的暴力被害の市町村等での働き取りと対応の実践を学ぶ」「グループワーク情報交換」 講師：佐々木郁子氏（DV被害者支援アドバイザー）	継続	
123				42	女性相談所	関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象として必要な研修を実施し、職務関係者の資質向上を図る。	1	実務者会議やアドバイザー派遣事業を活用し、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象とした研修会を開催している。（実務者会議年2回、アドバイザー派遣研修年5回）	継続	
124				42	びゅあ総合	職員を専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康に配慮する。	1	内閣府等が開催する専門研修に派遣するとともに、ケースへの対応に当たっても弁護士を交えて、法律的な知識の習得に努めるなど相談員の資質向上を図った。	継続	
125				42	女性相談所	職員を専門研修に派遣するとともに、ケース検討等を通じ、能力の習得に努める。また、相談員の心身の健康に配慮する。	1	職員を県内外の専門研修に派遣したり、所内で研修会などを実施し、相談技術の向上・習得や分野の知識習得に努めている。また、困難な課題を抱えた相談者の相談に応じる相談員の心身の健康状態にも配慮している。	継続	
126				42	警察本部	警察職員に対し、研修の実施及び人材育成等を行う。	1	暴力の特性等に理解を深めるため、各種教養の機会を通じ、警察職員に対する研修を実施して人材の育成を図った。	継続	
127				組織的対応の推進	42	県民生活・男女参画課	研修会や会議等において情報の共有化、関係機関における職務関係者の資質向上や相談員の負担軽減等の組織的な対応を推進する。	1	研修会、講演会及び関係者連絡協議会を通じて資質向上・組織的対応の推進を行っている。	継続
128				42	女性相談所	研修会や会議等において情報の共有化、関係機関における職務関係者の資質向上や相談員の負担軽減等の組織的な対応を推進する。	1	実務者が集まる実務者会議や研修会で、実務者同士の連携にもつながるよう、情報共有できる機会を増やした。（H29年度まで1回/年、H30年度2回/年）	継続	
基本目標V 施策推進のための連携体制の強化										
129	14 関係機関との連携協力	関係機関連絡協議会等の開催	関係機関連絡協議会の開催	43	県民生活・男女参画課	関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて連携の強化を図る。	1	関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催した。（H30.9.4 会場：県庁防災新館402会議室）	継続	
130				43	女性相談所	市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、個別ケース検討会議を開催する。	1	実務者会議を開催（H30.12.18開催30人参加、H31.3.7開催26人参加）し、情報共有や事例検討を行うなかで連携についても取り上げ、個別支援の強化やネットワーク体制の推進につながることを目指している。	継続	
131				被害者支援のためのネットワークの強化	44	県民生活・男女参画課	配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察・学校・裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所・市町村・公共職業安定所等との連携等、関係機関が相互に連携を図るよう努める。	1	関係者連絡協議会において関係機関相互の連携を図っている。	継続

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)	
132				44	女性相談所	配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察・学校・裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所・市町村・公共職業安定所等との連携等、関係機関が相互に連携を図るよう努める。	1	被害者の安全確保のため、緊急時は警察と連携している。状況に応じ、裁判所との連携もしている。自立支援については、市町村や関係機関と連携を図っている。	継続	
133	15 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進	基本計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進	45	県民生活・男女参画課	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。また、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努める。	1	市町村に対して国や県の取組を説明しながら、基本計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を促した。結果、平成30年度には、早川町、身延町、南部町の3町で新たに基本計画策定し、県内23市町村において基本計画が策定済みとなった。	継続	
134				45	県民生活・男女参画課	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努める。また、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努める。	1	市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことについて、市町村に働きかけるほか、国や県の取組について情報提供や助言に努めている。また、関係機関連絡協議会(H30.9.4開催、36名参加)を開催し、各団体の役割分担や調整についての意見交換を行った。	継続	
135				45	県民生活・男女参画課	窓口における円滑な手続きの推進	市町村内の手続き一元化について会議・研修等を通して働きかける。	1	関係者連絡協議会において、意見交換等を行った。	継続
136				45	県民生活・男女参画課	人材育成に向けた支援	市町村職員に対し、必要な研修の機会を提供する。	1	県民講演会等を実施している。	継続
137				45	女性相談所		実務者会議等を行うとともに、専門家等の人材を活用する等市町村担当者の資質向上を図る。	1	実務担当者の資質向上のため、市町村担当者が出席する実務者会議において、事例検討を行い、実務担当者が抱える課題についてアドバイザーの助言を得た。(年2回)	継続
138	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	46	県民生活・男女参画課	関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や歯科医師会、民間団体等に理解と協力を求める。	1	関係者連絡協議会において説明を行い、協力をお願いしている。	継続		
139			46	女性相談所	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」を通じて、民間団体と支援の連携を図る。	1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会実務者会議」での、民間団体の活動報告や事例検討等への参加が関係機関の連携促進につながっている。	継続		
140			46	びゅあ総合	効果的な広報啓発に向けた協力	様々な民間団体と連携を図りながら、より効果的な広報啓発を行う。	1	「女性の人権サポート・くろーばー」や「やまなし女と男ネットワーク」などの民間団体と連携を図りながら、広報啓発を行った。	継続	
141	民間団体等と連携した人材の育成	研修会等への案内	47	女性相談所	専門的な研修や、ケース検討会への参加勧奨等、連携に努める。	1	実務者会議への出席や民間団体との共催事業の開催をとおして連携を図っている。	継続		
142			47	県民生活・男女参画課	研修会等は、民間団体とも連携を図りながら、効果的な研修の場となるよう工夫する。	1	県民講演会への参加を民間団体等に積極的に呼びかけ、その都度、国・県の情報等を提供した。	継続		
143	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理	職務への反映及び申立人への説明	48	びゅあ総合	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	苦情の実績はないが、苦情の申し出があった場合には、苦情対応マニュアルに基づき適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて改善に努めることとしている。また、処理結果についても原因報告、解決策の提示などにより申立人に対する説明責任を果たすこととしている。	継続	

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に係る施策表
【平成30年度実施状況】

- 1 実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
2 一部実施した
3 実施しなかった

資料2-1

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当課	施策の方向	平成30年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入)	継続状況 (新規、継続、廃止)
144				48	女性相談所	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	苦情があった場合には職務の改善に努めている。婦人保護施設については、苦情処理の仕組みを整え、第三者委員に施設利用状況等を伝えている。	継続
145				48	警察本部	申し出のあった苦情には、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努める。また、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努める。	1	申し出のあった苦情について、組織的かつ迅速的確に対応するとともに、必要に応じ職務執行の改善に反映させ、また、可能な限り処理結果について、申立人に対する説明責任を果たすよう努めた。	継続
146	18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査	被害者の相談・保護事例の分析	49	びゅあ総合	秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1	相談業務を行うに当たっては、常に秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てるよう努めている。	継続
49				女性相談所	秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てる。	1	被害者の心情等に配慮しながら被害者の実態や心身の状態を把握し、心身の健康の回復や自立に向け、より良い支援方法を検討して、支援している。	継続	
148		加害者更正に向けた調査研究	加害者への対応についての研究	49	県民生活・男女参画課	加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	1	国の調査研究の動向や他県の状況について情報収集に努めて、関係機関等へ情報提供を行っている。	継続
149				子ども福祉課	加害者の更正のための指導について、危険性に留意しながら調査研究を行う。また、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努める。	1	国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めている。	継続	